

教育委員会会議録

平成25年7月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成25年7月定例会)

- 1 日 付 平成25年7月26日 (金)
- 2 場 所 海老名市役所701会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 田中 裕子 教育委員 松樹 俊弘
- 4 出席職員 理事 (教育担 仲戸川 元和 教育部長 斉藤 重男
当)
教育部次長 植松 正 教育部参事 (公 能條 富士雄
会計担当)
教育部参事兼教 郡山 強 教育総務課長 金指 太一郎
育指導課長
学校教育課長 加藤 秀夫 教育指導課教育 成岡 誠司
支援担当課長
教育指導課児童 加藤 展子
育成担当課長
- 5 書 記 教育総務課庶務 植木 明夫 教育総務課副主 佐藤 哲也
係長 幹
- 6 開会時刻 午後2時05分
- 7 付議事件
日程第1 議案第16号 海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止につ
いて (継続審議)
日程第2 議案第23号 平成25年度 (平成24年度対象) 教育委員会事務の点検・
評価報告書について
日程第3 議案第24号 平成26年度使用教科用図書採択について
- 8 閉会時刻 午後2時45分

○海野委員長 本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、教育長は体調不良のため欠席とさせていただきます。これより教育委員会7月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者（3名）がごございます。傍聴につきましては、教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。

それでは、会議を進めたいと思います。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、平井委員、松樹委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、すでにお配りした議事日程のとおり審議事項が3件となっておりますので、よろしく申し上げます。

○海野委員長 それでは、審議事項に入ります。

初めに、日程第1、議案第16号、前回の臨時教育委員会において継続審議となっております海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）を議題といたします。

説明をお願いします。

○教育担当理事 はい、それでは、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）でございまして、提案理由につきましては、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、今後の方向性等を決定したいためでございまして。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 はい、では、議案第16号について、説明をさせていただきます。これまで何回かにわたりまして説明をさせていただきました。本日に関しましては、特にこちらから説明をさせていただくことはございませんので、よろしく申し上げます。

○海野委員長 はい、ありがとうございます。4月より3か月間にわたりまして審議してまいりました。当初の設立目的、野外活動の必要性、施設の維持管理費、一般の稼働率、小中学校の宿泊状況、あり方検討委員会の結果報告、富士山噴火にかかわる情報、代替施

設の状況等の資料、現地視察にも趣きさまざまな視点に立って検討させていただきました。また、各委員より野外活動の必要性についても熱い思いも述べていただきましたが、野外活動が体験できることで、子どもたちの将来の成長にとって何が必要か。最良の野外活動を続けるにはどうしたらよいか。子どもたちの観点に立っての最終結論を出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご質問又は意見がございましたらお願いします。

○田中委員 4月からずっと3か月やってきまして、私もずいぶんお聞きしましたし、現場の学校先生たちや保護者の皆さんからお話を伺いました。それで、本当に海老名市の子どものために何ができるかということを議論しましたし、私も意見を言わせていただきましたので、ここで採決していただければと思います。

○松樹委員 まず初めに、今日は教育長が体調不良のため欠席ということで大変残念に思います。早く体調を治されていただければと思います。

4月定例会から、5月定例会、6月定例会と7月臨時会を含めて4回、今回が5回目になるかと思うのですが、私も様々な意見を言わせていただいて、いろんな方からアドバイスをいただいて、現地にも行ったりした中で、私は判断をさせていただきたいと思っております。発言内容等については、議事録等見ていただければわかるかと思っております。できれば、これ以上延ばしてもという感じもしておりますので、本日、教育長いない中ではございますけれど、できれば、採決をしていただければと思っております。

○平井委員 私は学校の立場から、子どもたちのことを考えて、今まで自分の考えを述べさせていただきました。いろいろな方からお話を聞きながら、海老名の子供たちをどんなふうに育てていったらいいのか、目に見える成果はすぐにはないと思いますが、やはり心の教育、長い目で見た時には体験というものはやはり必要ではないかなというふうにも感じています。今日をもって、方向性を決めていくことが大事だと思います。

○海野委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにご意見等もないようですので、議案第16号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手なし)

○海野委員長 挙手なしであります。よって、日程第1、議案第16号を否決いたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

○海野委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第2、議案第23号、平成25年度(平成24年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育担当理事 それでは、議案第23号、平成25年度(平成24年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書についてでございます

提案理由につきましては、平成25年度(平成24年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書を決定したためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 では、議案第23号、平成25年度(平成24年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただければと思いますけれど、こちらに教育委員会事務の点検・評価報告書の案文を載せさせていただいてございます。施策又は主な事業に対する意見等ということで、「ひびきあう教育懇話会」の委員の皆さまから意見をいただきまして、それを知見の活用とさせていただき、今回点検・評価報告書の案文として3ページから43ページにわたって報告書を作成させていただきました。内容につきましては、金指教育総務課長から説明させていただきます。

○教育総務課長 それでは、議案第23号、平成25年度(平成24年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書について、ご説明をさせていただきます。本議題につきましては、本年4月の定例教育委員会にて点検・評価実施方針及び評価対象のご決定をいただきました3政策、7施策、14事業についての点検・評価をいただくもので、報告書のまとめに当たっては、先ほど部長からお話しありましたように知見の活用として資料の6ページに記してございます「海老名市ひびきあう教育懇話会」の委員の皆さまより6月16日、7月1日の2回にわたりご意見を頂戴してございます。

また、教育委員の皆さまには、事務局より事前にたたき台をお配りし、教育委員会の評価をおこなっていただいております。本日は、委員の皆さまにいただいた評価を事務局にてまとめてございますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

それでは、9ページをお開きください。「1 ひびきあう教育の実践」でございます。

対象事業は、「ひびきあう教育の実践・研究」でございます。教育委員会の評価といたしましては、次ページ、10ページの施策又は主な事業に対する教育委員会の評価にまとめてございます。

「小学校では、すべての学校が授業研究に取り組み、教員の指導力向上が図られています。中学校では、教科指導研究と生徒指導・支援を関連づけた研究が行われ、成果をあげています。」、「ひびきあう教育の実践として、各学校や地域の特色を生かした教育活動を、学校、保護者、地域が連携して展開しています。」、「ひびきあう教育研究発表大会の一般市民への周知については、広報えびなや市のホームページでの案内を工夫したり、チラシを作成し自治会等を通じて広報するなど、さらに見直す必要があると考えています。」

次に、11ページ、「2 多様な教育の展開」でございます。対象事業は、「外国語教育推進事業」、次ページ、12ページの「コンピュータ利用教育」、13ページの「特別支援教育充実事業」の3事業で、教育委員会の評価は、14ページの先ほど同様、施策又は主な事業に対する教育委員会の評価のとおりでございますので、ご高覧いただければと思います。

次に、「3 青少年の育成」でございます。対象事業は、15ページの「海老名あそびっ子クラブ事業」、16ページの「青少年相談体制の充実」、17ページの「えびなっ子サマースクール事業」の3事業で、教育委員会の評価は、18ページの施策又は主な事業に対する教育委員会の評価のとおりでございます。

次に、「4 児童・生徒への支援」でございます。対象事業は、19ページの「教育支援教室の充実」で、教育委員会の評価は、20ページの施策又は主な事業に対する教育委員会の評価のとおりでございます。ご高覧願います。

次に、「5 教育環境の充実」でございます。対象事業は、21ページの「効果的な教職員配置の推進（少人数指導）」、22ページの「部活動の充実」、23ページの「学校相談員等派遣事業」3事業で、教育委員会の評価は、24ページの施策又は主な事業に対する教育委員会の評価のとおりでございます。

次に、25ページの「6 学校施設の整備・充実」でございます。対象事業は、「小学校施設の整備」、「中学校施設の整備」の2事業で、教育委員会の評価は、26ページに記載のとおりでございます。

最後に、「7 文化財の保護と活用」でございます。対象事業は、27ページの「文化財の保護」で、教育委員会の評価は、28ページに記載のとおりでございます。点検・評価対

象の施策事業についての説明は、以上でございます。

次に、「資料編」でございます。29ページから38ページまでは教育委員の活動状況を記載してございます。39ページから40ページにつきましては、教育委員会の実施事業の一覧を掲載してございます。また、41ページと42ページには、点検・評価実施のための関係法令を記載してございます。

なお、本日、本報告書について、ご決定いただきましたのちは、8月上旬に市長に報告書を提出させていただく予定でございます。さらに、市議会議長、副議長への提出ののち、9月の市議会定例会において、報告をさせていただく予定でございます。

以上、雑駁ではございますが、点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

○海野委員長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問又はご意見がございましたらお願いします。

○松樹委員 24ページですが、施策又は主な事業に対する教育委員会の評価の中段、中学校の部活動の話でございますけれども、「各学校での部活動のあり方について、常に振り返り、見直しを行う必要があると考えています。」とあるのですが、「過剰な指導や長時間の練習等による生徒の疲労や体罰等の問題」に対して、各学校で振り返り見直しをやってくださいというよりも「教育委員会がリーダーシップを取って綿密に連絡を取った中で、体罰や過剰な練習などがないように常に振り返り、見直しを行う必要があると考えています。」といった文章の方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育指導課長 部活動につきましては、学校の教育活動の中の取り組みでございますので、最終的には学校の教育活動所管が責任を持つ学校長の責任の下、また判断の下に行っているところでございます。そういった中、そういったことを尊重しながら、やっているところでございますして、教育委員会としましては、過剰な練習であるとか、当然、体罰などというのは許されませんので、適宜、適切に指導してまいりたいとは思っておりますけれども、基本は、各学校の自主性に委ねて、お取り組みをいただいた方がよろしいのではないかという形でこのような表現にさせていただいております。

○松樹委員 各学校でやっている部活動というのは、教育カリキュラム外ということで、わかるのですが、学校まかせというか、例えば、県とか国からきている情報などは、各学校へ直接おりていくわけではなくて、教育委員会を通じておりていくわけでございますので、連携をしっかりとって、各学校の主体性を尊重しながらですね、共に振り返り、見直しをおこなっていくという書き方が、私はいいのではないかと思うのですが、いかが

でしょうか。

○教育指導課長 当然、不適切なものがある場合は、教育委員会として学校に指導する立場でございますので、指導しております。実際に、昨年もそういった指摘があった中で、指導というわけではありませんでしたが、改めて国、県の教育委員会から来た文書を、例えば過剰な練習を控えるだとか、健康面では、熱中症であるとか、当然、体罰のこともありますけれど、そういったことを校長会、あるいは部活動振興会の中に研修会もございませぬので、そういった中で教育委員会として指導しております。

ただ、やっていることは同じことだと思いますけれど、あとは表現がこれでいかがかという問題だと思いますけれども。

○松樹委員 今のやり方でまったく問題はないかなと思います。私が言いたいのは、部活動のあり方について、これは、各学校まかせではなくて、教育委員会が一体となってやっていくのだという観点が書いてあった方がいいのではないかなと思います。たしかに教育カリキュラム外の活動ではありますが、部活動というのは、子どもたちにとって、大変重要なファクターではないかと思っておりますので、そのように捉えていただいているのであれば、表現はこのままでも結構でございます。

○田中委員 19ページの「児童・生徒への支援」の24年度の実績のところ「不登校児童生徒が増加する中で、18名の小中学生が通室した。」と書いてありますが、今の時代は、不登校というのはいろんな理由で不登校になっているので、その個々の子供たちに関してのプライバシーや人権は、大変尊重しなければいけないと思うのですが、ここに数字として何人くらいいたということを表記することは可能だと思うのです。その上で、これだけの人数が不登校であるということで、私たちはどのような対策をとった方がいいのか、問題点を洗い出して皆さんで考えていくには、数字がここに入っていた方がいいと思うのですがいかがですか。

○教育支援担当課長 本市の不登校児童・生徒の数値ということでございますが、文部科学省の問題行動調査において、不登校、いじめ、暴力行為の調査を毎年実施しています。平成24年度については、平成25年3月に実施予定でありましたが、遅れておまして、7月ようやく調査依頼がございまして、こちらの調査の結果がまだ確定していないという状況でございます。この調査自体は、文部科学省が公表したのちに市町村教育委員会が公表できることとなっておりますので、現時点では、数値が確定しておりませぬので、こちらの方に数値を入れることができません。

○**田中委員**　そういうことであれば、やむを得ませんが、文部科学省が公表しないと海老名市としては、公表できないということですね。では、公表することに関しては、問題ないと解釈して、例えば、来年度数値が早く公表されれば、この点検・評価に掲載することが可能ということでしょうか。

○**教育支援担当課長**　はい、今回、掲載できないというのは、文部科学省の調査結果の公表を経てからとなりますので、来年度、文部科学省の結果の公表が、点検・評価の報告の時期と合うようであれば、数値を掲載することは可能だと思います。

○**平井委員**　16ページの課題又は今後の方向性の中で、「悩みごとや相談にきめ細かく対応するためには、相談機能を充実させ、市民ニーズに対応できるよう努めていく。」と表記されておりますが、今現在、「きめ細かく対応するための相談機能の充実」というのは、どのような点を考えていらっしゃいますか。

○**教育支援担当課長**　はい、青少年相談体制の充実ということで、現在、本市では、中央図書館の3階に青少年相談センターがございまして、そちらで、電話相談、来室相談等を行っていらっしゃる状況でございます。青少年相談センターの相談の部分と特別支援教育、児童生徒指導の部分をつなぐ部分として、平成27年1月に（仮称）海老名市教育支援センターを開設する予定でございます。開設にあたっては、相談体制の充実、相談機能の充実ということで、現在、月曜日から金曜日まで相談をおこなっているところを、土曜日、日曜日等、平日相談できない保護者の方もいらっしゃいますので、相談できるようなところを検討しております。

○**平井委員**　新しい体制ができれば、特に土・日対応というのは、市民にとって、とてもいいことだと思いますので、実現に向けてやっていただきたいと思います。

○**海野委員長**　ほかにもございませんか。私からの感想ですが、平成24年度を対象とした点検・評価報告書は、一般の市民の方にもとてもわかりやすく表現されており、大変よくできていると思います。

それでは、ほかにご質問等もないようですので、議案第23号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○**各委員**　異議なし。

○**海野委員長**　異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第23号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第3、議案第24号、平成26年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育担当理事 はい。それでは、議案第24号、平成26年度使用教科用図書採択についてでございます。

提案理由につきましては、平成26年度において使用する教科用図書を決定したいためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 では、議案第24号、平成26年度使用教科用図書採択についてご説明を申し上げます。45ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度使用教科用図書採択につきましては、大きく3点ございます。まず、1点目は、26年度に使用する小学校の教科用図書の採択についてでございます。

2点目は、26年度に使用する中学校の教科用図書の採択についてでございます。

最後は、26年度に使用する特別支援学級の教科用図書の採択についてでございます。

以上、3点について、ご審議いただきたいと存じます。なお、詳細につきましては、郡山教育指導課長より説明をさせていただきます。

○教育指導課長 資料の45ページをご覧ください。まず、1つ目の平成26年度使用小学校教科用図書の採択についてでございます。この小学校の教科用図書につきましては、平成22年度に4年に一度の採択替えをおこないまして、それ以降4年間は、基本的には同じものを使用するわけですが、毎年採択をするという規定がございます。今回、特段の変更の理由がないことから、26年度も同じ教科用図書を使用しようということでございます。

2つ目の平成26年度使用中学校教科用図書の採択につきましては、平成23年度に採択替えをおこないまして、24年度以降、27年度まで使用するわけでございますけれども、同様に、特段の変更の理由がないことから、26年度も同じ教科用図書を使用しようということでございます。

3つ目の平成26年度使用特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小・中学校の教科用図書の採択とは、若干違いますので、少し説明をさせていただきます。資料の52ページをご覧ください。そちらに書いてありますとおり、特別支援学級教科用図書については、学校教育法附則第9条により1年間の採択期間で、1種目について複数の図書

の採択ができるとの規定がございます。文部科学省著作教科書及び別添3「平成26年度使用一般図書一覧」から教科用図書として児童生徒に応じて選択するため、採択について、議決を求めるものでございます。

53 ページをご覧ください。一番下に書いてございますが、特別支援学級で使う教科用図書につきましては、3種類ございます。①文部科学省が検定済の教科書の下学年の教科書使用でございます。例えば、該当の児童が小学校5年生であれば、その下の4年生、3年生、2年生、1年生の教科用図書を使用することができます。これがひとつの方法です。

2つ目、②文部科学省著作の教科書、特別支援学校用教科書から選んで使用する方法でございます。

3つ目が、以上2つの教科用図書以外の一般図書でございますが、これにつきましては、54 ページ以降に105 ページまでにわたりまして、一般図書がのってございます。この文部科学省が示しております一般図書の中から選んで使うことができるということでございます。

この特別支援学級の児童・生徒の教科用図書の採択につきましても、基本的に昨年と同様の採択の方法でございます。以上でございます。

○海野委員長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問又はご意見がございましたらお願いします。

○松樹委員 特別支援学級の教科用図書の採択でございますけれど、どういう経緯をたどって決定をされるのか教えていただけますか。

○教育指導課長 特別支援学級の教科用図書の採択については、ご存知のように特別支援学級に通われるお子さんは、個々に状況は違いますので、保護者、担任の先生、学校長とその状況を把握しながら検討し、その子に一番ふさわしい教科用図書を決定していくこととなります。

○松樹委員 例えば、教育委員会のどなたかがアドバイスをされることはあるのですか。

○教育指導課長 基本的には、学校の担任の先生が一番状況をわかってらっしゃると思います。また、保護者の方がよくわかってらっしゃいます。

ただ、教育委員会といたしましても、担当の指導主事がおりますので一緒に考たり、アドバイスをしたりしております。

○松樹委員 教育委員会として、今、どの子がどんな図書を使っているかというのは、全部、把握をしているのでしょうか。

○教育指導課長 その件につきましては、書類があがってまいりますので、当然、把握はできております。

○平井委員 特別支援学級の教科用図書なのですが、今現在、海老名市内に在籍している児童のどのくらいの割合で一般図書を使用していますか。

○教育指導課長 申し訳ございません。把握はしているのですが、手元に数字がございませんので、お答えすることができません。

○平井委員 機会があれば、海老名ではこういう傾向にあるということで、人数報告をしていただけたらと思います。

○海野委員長 ほかにございませんか。それでは、ほかにご質問等もないようですので、議案第24号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第24号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会7月定例会を閉会いたします。

定例会は、閉会いたしましたので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。